

食器類や食品容器を輸入しようとお考えの皆様へ！  
香港事業所で「器具・容器包装」の食品衛生法検査を開始！

10月1日より受付開始！！

MGSL 香港事業所は従来の食品衛生法検査「おもちゃ」に加えて、この度「器具・容器包装」の厚生労働省外国公的検査機関に登録されました。食器やお弁当箱、水筒など食品と接触する器具は食品衛生法「器具・容器包装」に規制されており、日本への輸入品においては検査に適合しなければなりません！

### 香港事業所を利用するメリット

- 香港は各国で製造した商品の検査ができます。
- 食品等輸入検査証明書は日本語でも発行できます。
- 通常納期7営業日(ガラス・陶磁器類5営業日)。短納期の特急対応もいたします。
- JIS規格などの強度試験も合わせて承ります。



日本語で対応しておりますのでお気軽にお問合せください。

お問合せはこちらまで 



一般財団法人 日本文化用品安全試験所 香港事業所

TEL: (852)3525-0467(日本語専用) (852)3525-0470(代表)

E-Mail : info-hk@mgsl.or.jp